

社援発0327第4号
平成27年3月27日

各都道府県知事

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令の公布について
(通知)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第54号。以下「改正令」という。）が、本日公布されました。

改正令は、介護の業務に従事する者が喀痰吸引等研修を受講しやすくなるよう、喀痰吸引等研修の区分を見直すものですが、その改正の趣旨、内容の概要等については、下記のとおりですので、参考までに通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 改正の趣旨

介護の業務に従事する者のうち、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、医師の指示の下、喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引をいう。）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養をいう。）（以下「喀痰吸引等」という。）の行為を行うことを業とすることができる。

認定特定行為業務従事者が実施できる喀痰吸引等の行為の範囲は、当該認定特定行為業務従事者の修了した喀痰吸引等研修（都道府県知事又はその登録を受けた者が認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため行う研修をいう。以下同じ。）に応じて定まるものであり、喀痰吸引等研修については、現在、全ての喀痰吸引等の行為が可能となる「第一号研修」、気管カニューレ内部の喀痰吸引と経鼻経管栄養を除いた行為が可能となる「第

二号研修」、重度障害児・者等特定の利用者への実施を前提とした「第三号研修」が定められている。

これらの研修のうち、第二号研修について、介護の業務に従事する者が喀痰吸引等研修を受講しやすくなるよう見直しを行うものである。

2. 内容の概要

第二号研修について次の見直しを行う。

- (1) 気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養を实地研修の対象に加え、第二号研修の対象となった喀痰吸引等の各行為のうち、任意の行為について实地研修を修了した場合、個別に認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けられるものとする。
- (2) 第二号研修の対象とする気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養に係る研修の回数をそれぞれ 20 回以上とすること。

3. 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日